

# 門真市木材利用基本方針

## 第1 趣旨

森林は、水資源のかん養や土砂災害の防止等の多面的な機能の発揮を通じて、住民の安全・安心な暮らしに寄与するものである。これら森林の多面的な機能を持続的に発揮させるためには、適切な整備が求められている。

持続的な森林整備を促進する観点から、森林整備の過程で発生する木材を有効に利用することは重要である。

また、木材は森林から持続生産が可能な自然資源であり、特に府内産材をはじめとした国産材を利用することは、森林林業の再生に資することはもとより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止及び資源循環型社会の形成にも寄与するものである。

この方針は、本市が整備する公共建築物等において木材の利用の促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、大阪府が定める「大阪府木材利用基本方針」に則して、必要な事項を定めるものである。

## 第2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「国産材」とは、国内の森林から生産された木材のことをいう。
- (2) 「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修にあたり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

## 第3 本市が今後整備する公共建築物等における木材の利用目標

本市が今後整備する公共建築物等における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の整備については木質化に努める。
- (2) 木質化に当たっては、可能な範囲で府内産材をはじめとする国産材の利

用に努める。

- (3) 備品、消耗品等の導入に当たっては、可能な範囲で府内産材をはじめとする国産材を使用した製品の導入に努める。

2 次に掲げる場合、前項は適用しない。

- (1) 建築基準法等の法令及び施設の設置基準等により木質化が適当でないと認められる場合
- (2) 施設の用途、安全性、維持管理等の観点から木質化が適当でないと認められる場合

第4 その他本市が整備する公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要事項

- (1) 本市は、公共建築物の整備に当たり、設置目的や建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。
- (2) 本市は、大阪府と連携し、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報を収集した上で、必要があるときは関係部局間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用促進に取り組むよう努める。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。